新1年生を迎える

【小学校】

1 おおよその流れ

	市教委 ●通訳派遣 ◆翻訳文書	学校	特別支援
10	学齢等の作成(切在時間学习中旧等々等の打ち山))		未就園
10 月	学齢簿の作成(次年度就学予定児童名簿の打ち出し) 就学予定児童名簿を学校に発送 ◆市教委作成の翻訳書類 (HPに多言語で公開) ・就学案内 ・就学時健康診断のお知らせ ・就学時保健調査票 ・就学時健康診断に関する書類の提出の仕方 ・予防接種のお知らせ ・アレルギーの調査 ・未提出者への保健調査票提出のお願い(再) ・台風の影響が心配な就学時健康診断について ・就学時健康診断の結果 ●就学時健康診断への通訳派遣 ●特別支援学校や特別支援学級への入学を 考慮される児童の就学相談に通訳を派遣 ◆就学時健康診断を受けなかった児童に対する 翻訳文書での再度のお知らせ	①就学時健康診断のお知らせを就学予定児童の家庭に配布 ・翻訳された必要書類を同封する ②保護者が記入した就学時保健調査票が学校に戻る ③就学時保健調査票が戻らない場合 ・家庭への電話連絡、家庭訪問 ・未提出者への翻訳文書保健調査票提出のお知らせ(再)(翻訳版あり) ④就学予定外国人児童の名簿を作成 ・市教委に就学時健康診断の通訳依頼 ・幼稚園、保育園、外国人向け託児所等への聞き取りをする ⑤就学時健康診断 ・日本語能力に応じてグループ分けをし、必要に応じて通訳を付ける	〈特別支援〉 通訳派遣で支える ●就学相談 ● 発達 ● 特別支援学校の体験入学の場合 ※対する通訳派遣 〈未就園〉 が学前プラジル人 につなげる ・市児スクール につなける プレスクルルと・国際課 ・[にじの架け橋教室 (カンチュール プレスクール (カンチュー) プレスクール では、カンチュール プレスクール では、カンチュール プレスクール では、カンチュール プレスクール
1 月	◆就学予定の子どもがいる外国人家庭に 多言語対応の就学通知書を郵送 保護者が必要事項を記入し就学届けを提出	・簡易版の語彙調査を行う ・保護者への対応 ・教員・通訳による情報交換 ⑥校内就学指導委員会 ⑦就学時健康診断を受けなかったが、そ の後就学を希望する場合は、学校で健 康診断を行う ⑧就学予定児童が確定する	
2 月	●新入学児入学説明会への通訳派遣 ◆市教委作成の翻訳文書(HPに多言語で公開) ・生活調査票 ・緊急連絡先カード ・学費の口座振替依頼書の書き方 ・保健調査票 ・就学援助のお知らせ ・もうすぐ1年生 ・わかってほしいな ちょっと気になる子のこと(ボ語)	● ・ 市教委に入学説明会の通訳依頼 ● ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
3 月	就学援助の申請の受付 ●申請窓口に通訳の配置 次年度の市教委の支援体制の検討		
4 月	◆入学式のお知らせ ◆入学後にすぐ必要となる翻訳文書 (HPで公開) ●入学式への通訳派遣	⑩学級編制 ⑪入学式の案内の配布 ⑫入学式	
	1 年生の語彙調査(日本語指導計画作成の参考に)—	●⑬日本語指導計画作成(1 年語彙調査)	

2 入学手続き

(1) 就学時健康診断までに渡す書類

10月初めに、保健給食課から来年度の就学対象児童の名簿が学校に届けられます。その際、提出書類とともに翻訳版(ポルトガル語、スペイン語、英語、フィリピノ語、中国語)も添付されますので、該当児童の言語に合わせて翻訳版を活用してください。保健給食課からの配布文書は毎年多少の変更があり、翻訳版も修正していますので、最新版を使うようにしてください。なお、「就学時健康診断のお知らせ」の翻訳版は市教委HPに掲載されています。

(2) 就学手続きの返事

外国人家庭の場合、日本の学校に対する情報不足から就学を迷う場合もあり、就学手続きの返事が来ないこともあります。こうした場合は、家庭訪問を行って就学の意思を確認します。市教委HPには返事を促す手紙の翻訳版がありますので、家庭訪問の際に活用してください。

保護者が就学を決めかねている場合には、市教委の外国人児童生徒相談コーナーに 連絡・相談してください。

3 受け入れ

(1) 就学時健康診断

外国人の子どもの場合、就学前に本国と日本を行き来している場合があります。保育園や幼稚園、外国人向け託児所などから、就学前の状況や日本語理解力について事前に聞き取りをしておくとよいでしょう。

日本語が全く理解できないことがあらかじめ分かっている児童については、すべての検査に通訳が付き添って母語による説明を行うことで、子どもの不安感を軽くすることができます。発達検査では、数や関係性を理解する力を測ることができます。

就学時健康診断は、就学前の子どもの様子を見ることのできる大切な機会ですから、 できるだけ多くの目で観察することを心がけたいものです。

また、市教委では、就学時健康診断時に簡単な語彙調査の実施を学校に依頼しています。これは、次年度のバイリンガル相談員やスクールアシスタントの配置等を決定する際の大切な情報となります。

外国人児童数が多い学校では、保護者向けに講演会などをしている間に外国人の保護者だけを別室に集め、説明を行うところがあります。こうした外国人保護者を対象とした詳しい説明は、保護者の不安を解消する上で非常に有効な取り組みです。この時、提出書類の説明を行ったり、児童の成育歴や保護者の日本語の理解力などを確認したりするとよいでしょう。また、日本の学校について伝えることも必要です。市教委のにほんごリソースルームには日本の学校を紹介するDVDがあり、貸し出しが可能です。

1月になると、市教委から就学通知が保護者宛てに郵送されます。就学通知が届いたら必要事項を記入し学校に必ず提出することや、入学説明会の日程など、今後の予定についても保護者に伝えます。

(2) 入学説明会

日本人の保護者なら常識として知っていることでも、外国人の保護者は知らないことがあり、一斉の入学説明会では必要な事柄が完全には伝わりません。そこで、別室に外国人の保護者だけを集めて、説明会を行います。その際、外国人保護者向けの入学資料「豊橋版就学ガイドブック もうすぐ1年生」(市教委HP参照)を使うことで、より細かな情報を伝えることができます。また、少人数の説明であれば、保護者も気軽に質問することができるでしょう。ここでは、通学班での通学やそうじ、欠席時の連絡等について説明し、また、入学式について日時や服装、持ち物等を確認しましょう。

「生活調査票」や「保健調査票」なども、可能な限りこの場での提出を求めます。 銀行口座振替依頼書の書き方についても十分説明しておくことが大切です。こうした 入学後に必要な書類は、就学時健康診断時に配布・説明し、入学説明会で回収するの もよいでしょう。

★入学前に聞き取りをしておくとよい項目

- ○成育歷
 - どこで生まれたか
 - いつ来日したか
 - ・現在まで、どのような移動をしているか(国の移動、国内での移動)
 - ・(幼稚園、保育園であれば) 何歳から入園しているか
 - ・(外国人託児所であれば) 何時から何時までの預かりであるか
- ○家庭内言語
 - ・母親、父親、兄弟等と話している言語は何か ※最近は国際結婚によって、家庭内言語が複雑になっているケースが 多い
 - ・保護者の日本語理解力はどうか ※十分に日本語が通じない場合には、学校から日本語で連絡ができる 人を確認しておく必要がある
- ○日本語理解力
 - ・(幼稚園、保育園に尋ねるのであれば)集団や個別の場面において、 日本語理解の様子はどうか

(3)入学式

事前に、外国人児童だけの名簿を作成し、電話番号も記入しておくと、当日の保護者対応に利用できます。日本語が分からずに戸惑っている保護者を誘導するなど配慮が必要です。また、新1年生では、すべての持ち物に記名をします。ひらがなを書けない保護者もいるので、名前の見本や印刷したシールを用意するとよいでしょう。

【中学校】

1 受け入れ

(1) 小学校との情報交換

小学校で「特別の教育課程」を編成して日本語指導を受けていた児童の場合、「個別の指導計画」をもとに情報を共有することで、継続した日本語指導を計画することが可能になります。

在留年が長く、日本語指導対象外の生徒の中には、小学校では担任やクラスメイトの支援を得て授業に参加できていたにもかかわらず、中学校になると教科学習の日本語レベルが高くなるために、授業が理解できなくなることがあります。特に、「学習言語の習得」や「読む」「書く」に対する課題が顕著になります。このように、小学校で日本語指導を受けていなくても、中学校では日本語指導の対象となることがあります。そのため、入学前に行う情報交換会においては、外国人児童全員の日本語力や学習の状況を、児童本人の困り感を考慮しながら申し送ることが大切です。

また、中には社会的・経済的に困難な家庭もあり、子どもの生活基盤が安定していない状況が、生活指導上の課題につながるケースもあります。特に中学生は、発達段階的にも保護者との関係が難しい年齢です。子どもを支えるという視点から、家庭環境などの情報交換も行ってください。

(2)入学通知書

日本人児童と同じように、母国語訳の入学通知書が、1月に市教委から保護者に直接郵送されます。保護者は必要事項を記入し、現在通っている小学校に提出します。 この際、指定の中学校への入学意思をしっかりと確認することも大切です。

(3)入学説明会

日本人にとって常識であることが、外国人保護者にはそうでないことがいくつもあります。例えば、

- 規定の制服(夏、冬用)、体操服、上靴がある
- ・通学班での登校がなくなる
- ・通年で部活動があり、土曜日も登校する
- ・家庭学習の時間が増加する
- ・定期テストがあり、順位が出る

といったことです。さらに、日本人の保護者ならば常識として理解している中学校の細かな規則も外国人保護者は知らないことが多く、誤解によるトラブルが生じることも少なくありません。そこで、入学説明会では、別室に外国人の保護者だけを集めて説明会を行うとよいでしょう。その際、外国人保護者向けの入学資料「豊橋版就学ガイドブック中学校入学の手引き」(市教委HP)を使うことで、より細かな情報を伝えることができます。

来日間もなかったり、金銭面で都合がつかなかったりといった事情で、制服の用意ができないという相談があるかもしれません。そういった場合に備えて、卒業生の制服を譲り受ける等の準備も必要です。学校で準備できない場合には、市教委でのレンタルも可能ですので、市教委まで問い合わせてください。

転編入児童生徒を迎える

	学校がすること	本人・保護者がすること
1 P9 市役所での 転編入手続き	・市教委からの転編入連絡を受け 学校での転編入手続きの日時を 決定 ※通訳が必要である場合、市教委で 学校、保護者、通訳の日程調整を することがある。	 ・市役所市民課で住所登録 ・学校教育課にて転編入手続き ・登録バイリンガル制度の希望票に記入(希望者のみ実施) ・外国人児童生徒相談コーナーにおいてーニおいてーニョ編入ガイダンス量提出書類の記入
2 P10 学校での 転編入手続き までに	・必要書類の準備 市教委HPの多言語対応文書 を活用する ・説明に使う時間割表や具体物等 の準備 ・転編入学級の決定 ※市内間異動の場合、これまで在籍 していた学校に日本語レベルや 家庭環境等を問い合わせる	・提出書類の記入
3 P11 学校での 転編入手続き	 ※市教委からの通訳派遣は可能派遣申請書の提出は不要 ・転入学指定等通知書兼異動(転出)連絡票の確認 ■住所 ■名前 ■生年月日 ・転入の場合 前籍校の在学証明書と教科用 図書給与証明書を確認する ・担任紹介 ・学校生活についての説明 	・保護者と本人が来校・必要書類の記入、提出

3 P11		
学校での転編入手続き	 ・必要書類の説明 外国人児童生徒相談コーナーにて書類が記入済みの場合は確認のみを行う ・必要経費や集金方法の説明 ・初登校日の持ち物の連絡 ・教科書の手配 転入の場合は、教科用図書給与証明書を確認する ・給食の手配 ・靴箱やロッカーの準備 ・教室の座席決め担任が指示しやすい世話係の子どもの隣にするなど考慮する ・会話集や辞書などの用意 	(銀行口座開設の手続き) (初登校日の持ち物準備)
4 P16 初登校日	・転編入児童生徒の紹介・教室での配慮・学校案内・翌日の予定、持ち物の連絡・通学班の班長との顔合わせ	・保護者同伴で登校・教室の確認・通学路の確認
5 P17 受け入れ 1週間以内	・養護教諭の紹介・友だちづくりへの配慮・学校生活についての説明・学習への配慮・日本語指導計画の作成	・日本語学習の開始
6 P19 受け入れ 1ヶ月以内	・学年通信等による日本人保護者への紹介・健康面での配慮・学習への配慮・学校生活適応への支援	・必要物品の購入・学級活動への参加

1 市役所での転編入手続き

(1)編入手続き

外国人登録制度が廃止になり、平成24年7月9日から新しい在留管理制度が施されました。それに伴い、外国人登録証に代わる「在留カード」の交付が始まりました。

- ・市役所で住所登録を行います。
- 学校教育課で編入する学校を決めます。

転入学指定通知書兼異動(転出)連絡票を作成します。何らかの理由で在留カードを提示できない場合でも、居住地などが確認できる書類があれば、学校の指定ができます。保護者、学校と相談の上、編入学指定日を決めます。

・**外国人児童生徒相談コーナー**(市役所3階)で編入ガイダンスを受けます。

希望者には、主な学校提出書類の記入の支援をします。

<編入ガイダンスの主な内容>

- ■日本の学校制度の概要
- ■学校の一年
- ■学校の一日

<主な記入書類>

- ■児童生徒生活調査票
- ■保健調查票
- ■緊急連絡先
- ■独立行政法人スポーツ振興センター申し込み
- ■給食申し込み
- ■アレルギー調査

ランドセル等の貸し出しを希望する場合には、リサイクル用品の貸し出しができます。また、日本語が分からない場合には、学校での編入手続き時や児童生徒が学校生活に慣れるまでの期間に、登録バイリンガル等の通訳支援が必要かどうかについての希望も聞きます。ここでの情報は、保護者の許可を得て編入する学校にも伝えます。

・学校へ出向きます。

保護者は児童生徒とともに転入学指定通知書と学校提出書類を持参して来校 し、手続きを行います。

(2) 転入手続き

- ・市役所で住所変更を行います。
- ・学校教育課で転入する学校を決めます。

転入学指定等届(転入学指定通知書兼異動連絡票)を作成します。何らかの理由で在留カードを提示できない場合でも、居住地などが確認できる書類があれば、 学校の指定ができます。保護者、学校と相談の上、転入学指定日を決めます。

学校へ出向きます。

保護者は児童生徒とともに在学証明書と教科用図書給与証明書及び転入学指定通知書を持参して来校します。

(3) 市内間異動の場合

市内間の異動の場合は、**市役所→在籍校→転入校**の順で手続きを進めます。 在籍校で転出の手続きを行った後、転入する学校へは、在学証明書と転入学指定通知 書のみ持参します。

2 学校での転編入手続きまでに

学校での転編入手続きにおける面談は、学校と転編入児童生徒および保護者との信頼 関係を築く出発点です。転編入児童生徒に関する情報をできるだけ多く収集するととも に、転編入児童生徒、保護者に日本の学校生活について理解してもらうための情報提供 が大切です。

市教委での手続きから学校での手続きまでに時間的な余裕がある場合には、事前に物品などの具体物や説明が必要な書類等を準備しておくとよいでしょう。

また、転編入児童生徒や保護者は、日本の学校に通学することへの期待もありますが、 言葉の障害等、大きな不安も抱えています。そのため受け入れ学級だけでなく、学校全 体で積極的な支援体制づくりを進めることが必要です。



3 学校での転編入手続き

転編入手続きの日は、保護者、児童生徒と直接話ができる貴重な機会です。なかなか 休みを取れない保護者も多いので、伝えるべきことは、できる限りこの日に伝えます。

編入生の場合は、学校教育課で手続きの際、市役所3階外国人児童生徒相談コーナーで編入ガイダンスを受けていますが、転入生の場合は、外国人児童生徒相談コーナーでのガイダンスを受けません。また、編入生の場合でも、保護者の都合で編入ガイダンスを受けることなく、学校に手続きに行くケースもあります。ガイダンスを受けていない場合には、『外国人児童生徒のための就学ガイドブック』(文部科学省)等を参考にして、説明するとよいでしょう。

★支援のための参考文書

- ・『外国人児童生徒のための就学ガイドブック』(文部科学省) 文科省HP(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm) に掲載されています。
 - ※英語、韓国・朝鮮語、ベトナム語、フィリピノ語、中国語、ポルトガル語、 スペイン語対応
- ・『就学ガイドブック』の概要版である「外国人児童生徒のための就学ガイド」 (A4 1 2 5 7 = 5) をあります。

(1)説明を必要とすることがら

① 学校の一年

母国の学校と日本の学校とでは、一年の流れが異なる場合が多いため、あらかじめ以下のような説明を加えておくとよいでしょう。

■授業日と休業日

- 一年の流れを、行事予定表などを用いて具体的に示します。
 - ・日本の学校は毎年4月に新学期が始まり3月に修了する
 - ・前後期制をとっている
 - ・年度始め、夏季、冬季、年度末に長期休業がある

■主な行事

転編入児童生徒・保護者にとって、初めての体験となる学校行事が数多いと考えられます。そのため、参加を働きかけていくことが大切です。その際、行事は学習の一部であり、全員が参加する教育活動であり、児童生徒の精神的な成長に欠かせないものであることを説明に加えます。理解が得られず、参加できない場合には、欠席扱いになることも伝えます。

家庭訪問や個人懇談会、授業参観などは、保護者と学校をつなぐ大切な機会であり、できるだけ仕事の都合をつけて参加してほしい旨を伝えておきます。行事が開催される1ヶ月前をめどに案内文等で再度保護者に知らせ、出欠席の確認を行うと、保護者にとっても学校にとってもよいでしょう。

なお、主な学校行事の案内文は、市教委HPにあります。また、「【限定版】 豊橋・予定表作成ツール」(ポルトガル語、スペイン語、英語、フィリピノ語、 中国語、韓国語、ベトナム語、タイ語)も市教委HPに掲載されています。

★翻訳文書が用意されている主な学校行事

入学式、卒業式、始業式、終業式、身体測定、遠足、夏休み、冬休み 修学旅行、学習発表会、文化祭、運動会・体育祭、マラソン大会 授業参観、個人懇談会、球技大会、市内大会

■宿泊を伴う行事

宿泊を伴う野外活動、修学旅行等の行事については、特に説明が必要です。児童生徒、保護者ともに初めての体験となるため、親元を離れて宿泊させることに不安を感じる保護者がほとんどです。その不安を取り除き参加してみたいと思えるように、大まかな内容と活動の楽しさについて説明します。これらの行事には、校長が直接参加して指導することや、活動中の教師と養護教諭の支援体制について説明します。

② 学校の一日

■日課の説明

それぞれの学校には決められた日課があることを、時間割表や日課表を用いて 具体的に示します。どの学校でも、午前中は4時間、午後は1~2時間の授業が 行なわれることや、朝の会や帰りの会、給食、そうじの時間帯を伝えます。また、 下校時刻が授業後の活動や季節によって異なることも、確認しておくべき大切な 点です。

■学習内容・教科の説明

フィリピンもブラジルも、学校によって学習内容が大きく異なります。一般的に私立の裕福な学校は、設備も学習内容も充実している傾向にあります。一方、公立の学校では、体育の授業といっても体操しかしていなかったり、音楽の授業では歌唱のみで、楽器の演奏は経験していなかったりするケースもあります。

そのため、子どもや保護者に既習内容を確認して、情報を校内で共有するとともに、日本での学習教科や内容を伝える必要があります。教科書等を見せながら説明すると効果的です。

★指導のヒント

滋賀県国際協会のHPの「多文化共生学校づくり支援サイト」には、 ポルトガル語・スペイン語・英語・中国語・タガログ語・韓国朝鮮語で、 小・中学生向けの時間割を作成するソフトが公開されています。事前に 母語対応の時間割を作っておくとよいでしょう。

■学校のきまり

日本では、当たり前のように受け入れられている習慣やきまりでも、実は外国にないものがあります。そのため、「日本の習慣から外れている」ということを知らずに行動していることが初期の段階では往々にしてあります。生活習慣もちがい、言葉も分からない中での学校生活は、大人が想像する以上に大変なことだということを充分に踏まえたうえで、ひとつずつていねいに指導していくことが肝心です。とりわけ、生活習慣や宗教上の理由によるピアスやクロスの着用等には配慮が必要です。

■通学班登下校

小学校では、安全のため集団で登下校をしており、保護者による送迎は原則 として行わないことを伝えます。戸惑ったり心配したりする保護者も多いですが、 学年の違う児童と一緒に、安全を自分たちで確認しながら登下校することも学習 の一つであることを説明し、理解が得られるように努めます。転編入手続きの日 に、集合場所や集合時刻を確認しておきましょう。

託児所の送迎の場合、託児所名や電話番号、日本語の分かる職員の名前、下校時刻、引き渡し場所などを確認します。また、学童保育を希望する場合は、個別の相談が必要になります。

【ブラジル人託児所】

豊橋市で暮らす外国人児童生徒の多くの家庭は、両親が共働きです。身近に親戚がいる家庭は比較的少ないため、核家族の小さい子どもがいる家庭をサポートするブラジル人経営の託児所が増えてきました。託児所では、就学未満の子どもを預かるだけでなく、小学校低学年の児童の「学童保育」も引き受けています。児童たちは早朝自宅から送迎バスで託児所に行き、そこから学校に登校します。学校が終われば、送迎バスで託児所に帰り、ビデオを見たり、宿題をしたり、夕食を取ったりします。ほとんどの託児所は、保護者の長い労働時間に合わせて、夜7時、8時といった夜間まで子どもを預かります。

幼児期をブラジル人託児所で過ごし、日本の保育園や幼稚園を経験せずに小学校に入学してくる1年生もいます。ブラジル人託児所で働いているのはブラジル人女性で、ここではほとんど日本語は使われていません。したがって、託児所から入学してくる児童は、在留年が長くても日本語が分からない場合が多いのです。

■給食

外国では、軽食やおやつの時間がありますが、自分たちで配膳から片づけまで行う日本のような給食はないところがほとんどです。海外から直接日本に来た児童生徒にとって、日本の給食の制度は、慣れない環境の中で慣れない食品を食べるということなのです。そのため十分に目を配り、少しずつ慣れていけるよう指導していく必要があります。

また、はしが使えないこともあるため、その場合には時間をかけて使えるよう 指導していくと同時に、必要に応じてスプーンやフォークの使用を認めること で、給食の時間のストレス軽減を図ります。

■欠席連絡

ブラジルなどでは、欠席した翌日に理由を告げればよいことになっています。 そのため、日本では欠席する際には、朝の会の開始までに必ず保護者が電話で連 絡するか連絡帳に書いて学校に知らせる必要があることを伝えましょう。ただし、 本人からの欠席連絡であった場合は、保護者に直接連絡をして確認しましょう。

■教科書、持ち物

教科書は無償で配布されますが、その他の副教材や学用品は有償であることを 伝えます。時間割表と教科書に教科名のローマ字表記や母語訳をつけて渡して、 名前の書き方を教え、自分でも記入させます。また、時間割表を見て、必要な用 具を持ってくる習慣を身につけさせます。

制服や体操服などの購入説明の際には、学校指定販売店の店名と場所を伝えます。地図を準備しておき、販売店の場所が確認できると安心です。

普段の持ち物として、給食で使うはしやナフキンが必要であることを伝えます。 また、給食当番のときにはエプロンを洗ってくることなどの説明も必要です。これらの持ち物は、ランドセルや指定のカバン、バッグなどに入れてくることを伝えます。

(2) 転編入手続きにおける提出書類と確認事項

学校生活をスタートさせるためには、以下のようなさまざまな書類の提出が必要です。また、確認しておくべきいくつかの点もあります。

<提出書類>

■転入学指定通知書

国内での転校の場合、転出前の学校の証明書類を確認します。

<u>外国人児童生徒相談コーナーでガイダンスを受けてきている場合</u> ⇒記入済み書類を確認します。

<u>外国人児童生徒相談コーナーでガイダンスを受けてきていない場合</u> ⇒書類の記入を依頼します。

■児童生徒生活調査票

保護者の日本語理解力についても確認します。文字の読み書きがどの程度できるか、家庭連絡に文書が必要か等を確認します。

■保健調査票

健康保険の加入の有無について確認します。また、健康面での注意点や食べられないものがあるか等を確認します。

<確認事項>

■緊急連絡先

日本語が通じる友人の連絡先等を確認します。

■学校給食申込書 ■アレルギー調査票

アレルギーの有無を確認し、費用について説明します。また、宗教上の理由によって食べられないものがある場合には給食を申し込ませず、弁当の持参を許可するなどの対応も必要です。

- ■独立行政法人日本スポーツ振興センター 国内の転校の場合、転出前の学校での加入の有無を確認します。
- ■名前の読み方や通称名 名前の読み方や通称名を確認し、名札の表記について確認します。

(3) 初登校日の確認

初登校日の持ち物、登校時刻、登校方法などについて説明します。特に、何時に登 校しどこに行くのか、対応する職員は誰なのかをきちんと説明します。

(4) 必要経費や集金方法

① 毎月の集金内容と集金額

日本の学校では、授業料や教科書代は無料ですが、給食費、教材費などを毎月支払う必要があることを伝えます。1ヶ月の集金額の目安を伝えておくと保護者は安心します。また、年度の初めは集金額が多いことや修学旅行費(積み立ても含む)野外活動、遠足、総合的な学習などの費用についても伝えておくとよいでしょう。毎月の集金については、市教委HPの集金のお知らせ文書などが活用できます。

② 学費口座自動振替システム

児童生徒が直接お金を持ってくると、なくしてしまう可能性があるので、通常は銀行口座から自動的に振替をするシステムを利用することを説明します。

- ・学校指定の金融機関の確認をします。
- ・口座自動振替用紙の記入の仕方、手続き方法の説明をします。万が一書類が書 けない場合は、通帳と印鑑を持ってきてもらい、学校側で記入しましょう。
- ・月末頃にその月の集金額のお知らせが出るので、口座振替日までに入金をして おく必要があることを確認します。

③ 学校側が配慮すべきこと

- ・日本語が分からない児童生徒で、まだ必要のない難しい教材などは、注文しないようにし、集金額を少なくする等の配慮が必要です。
- ・集金のお知らせは翻訳したものがない場合、通常の日本語のお知らせの「合計金額」「口座振替日」の部分にマーカーで印をつけ、目立つように"IMPORTANTE" (ポルトガル語、スペイン語で「重要」の意味)と書いておくとよいでしょう。
- 集金の滞納は、高額になると支払いが大変になるため、支払いが遅れている時点で、早めに連絡する必要があります。
- ・何らかの理由で口座振替での引き落としができなかった場合、また、どうしても 口座を作ってもらえない時は、現金集金となります。
- ・準要保護家庭の場合は、「校長口座」を勧めるとよいでしょう。

4 初登校日

(1) 転編入児童生徒の紹介

① 全教職員への紹介

初登校の朝は、始業時間より早めに保護者と共に学校に来るよう伝えます。職員 への紹介は、職員朝会等で行うとよいでしょう。

② クラスの児童生徒への紹介

教室の朝の会で、クラスの児童生徒に紹介します。クラスで転編入児童生徒の母国の簡単なあいさつや単語を覚えることも、早くクラスにとけこませるための効果的な方法です。また、クラスの児童生徒には、日本語や行動等で手本になるよう投げかけましょう。

(2) 教室

教室での席を配慮します。担任が声をかけやすい前列に座らせるなど、目が行き届きやすく、支援がしやすい場所に座らせましょう。また、クラスに外国人児童生徒が 在籍している場合は、席を近くにするなど不安を取り除く配慮も必要です。

(3) 学校案内

1 下駄箱、ロッカー

下駄箱、ロッカーの場所を教えます。この時、下駄箱やロッカーには名前を書いたシールを貼っておきます。日本語が全く分からない児童の場合、絵を加えるなどの配慮をします。

② トイレ

トイレの場所と使い方を教えます。多くの諸外国では、使用済みのペーパーは流さずにゴミ箱に捨てます。トイレの使い方一つでもそれぞれ国の文化のちがいがあります。また、和式トイレの使い方に慣れていない場合もあります。

(4)翌日の予定

翌日の予定と持ち物を伝えます。特に、登校時間、下校時間、はし、ノート、ナフキン、筆記用具等を確認します。

(5)通学班

通学班の班長と顔合わせをします。明日から通学班で登校することを確認します。 また、ブラジル人託児所の送迎バスで登下校する場合は、バスの運転手と引き渡しの 場所と時間を打ち合わせます。

(ブラジル人託児所についての詳細は市教委に問い合わせてください。)

5 受け入れ1週間以内

(1)健康

保健室の場所を教え、養護教諭にも紹介します。保護者の日本語能力によっては、保健関係の翻訳文書を出す必要があり、養護教諭とそうしたことも情報交換します。

(2) 友だちづくり

① 座席表

クラスの座席表やクラス写真にローマ字で名前をつけて渡すなど、友だちの名前を早く覚えられるような支援をします。児童生徒にとって、初めて聞く日本人名は、なかなか覚えられないものです。中学校の場合は、教科担任の名前も教えます。

② 世話係

クラスの児童生徒の中で世話係を指名します。この時、負担が大きくならないように、当番制にするなどの配慮も必要です。特に、言葉の分かる同じ国の児童生徒を世話係にする場合には、負担が大きくなりすぎてトラブルになることもあるので、配慮が必要です。

③ 文化習慣のちがい

機会を捉えてクラスの児童生徒に対し、外国人児童生徒の母国の文化習慣のちがいを知らせます。外国人児童生徒が日本の学校を初めて経験することの困難さや戸惑いに対して、日本人児童生徒と一緒に考えていく指導ができるとよいと思います。

(3) 学校生活

① 給食



学校給食がない国の外国人児童生徒にとっては、初めての経験になります。はしやナフキンを用意することや、食前食後のあいさつ、はしの使い方、給食当番、エプロンを洗ってくることなどの説明が必要です。

また、日本の味付けに慣れないうちは、食べられないものも多いでしょうが、無理強いをせず、時間をかけて食べられるようにしていくことが大切です。

② そうじ

外国では、学校のそうじは業者が入るところが多いようです。日本では、自分たちの学校を自分たちできれいにするそうじの時間があることを説明しましょう。初めは何をしてよいか分からないことが多いので、担任の目の届くところで参加させましょう。

③ 校内の施設

学校探検をして、校内の施設や教室等を教えます。特に、職員室、保健室、下駄箱、体育館、国際教室などは利用機会が多いので、優先的に教えましょう。

(4) 学習

時間割表に教科のローマ字表記や母語訳をつけて 渡します。教科書にもローマ字や母語で教科名をつ けます。また、名前の書き方を教え、自分で記名を させます。



(5) 日本語指導

1) 国際教室配置校

国際教室担当者を中心に、児童生徒の日本語能力に応じた指導方法を検討します。 指導の形態には、「入り込み(T・T)指導」と「取り出し指導」がありますが、 「取り出し指導」については、児童生徒本人と保護者の了解を得た上で行うように します。

② 巡回校

日本語教育相談員、バイリンガル相談員が巡回します。日本語指導担当教員を中心に立てられた指導計画に基づいて、相談員との連絡を密にし、連携をとりながら指導を進めます。

※「特別の教育課程」による日本語指導については、P42~52で詳細を 記載しています。

6 受け入れ1ヶ月以内

(1)健康

① 体調不良の言い方

体調不良の言い方を教えます。母語が読める児童生徒の場合は、保健室に母語訳の体調を訴える言葉のプリントを用意するのもよい方法です。

『にほんごをまなぼう 教師用指導書』(文部科学省・ぎょうせい)には、学校で使うさまざまな言葉に中国語、韓国・朝鮮語、英語、ポルトガル語、スペイン語の訳がつけられていますので、参考にしてください。

② 定期的な面談

日本の生活に慣れないうちは、精神的に不安定になることも多いです。欠席や遅刻、早退や体調不良を訴える、友だちとトラブルを起こすといったこともあります。 こうした信号を見逃さず定期的に面談を行うなど、児童生徒の話をじっくり聞く機会をもちます。

(2) 学習

① 毎日の準備

時間割表を見て、必要な用具を持ってくる習慣を身につけさせます。

② 学習用ノート

教科学習で使うノートなどもこの時期には用意させます。初めは学校で用意し、 使い終わったら同じものを購入するように伝えます。

③ 自習教材

ひらがな練習帳など、授業時間内に自習をすることができる教材を用意します。 ローマ字が読める児童生徒にはローマ字対応の教材を準備すると、児童生徒自身で 学習することができます。何もすることがない状態は、児童生徒にとって苦痛です。 ひらがなが書けるようになったら、教科書や黒板を視写する練習もよいでしょう。

4 算数

算数の基礎的な計算ができるか確認します。国によっては、図形を学習していないこともありますので、確認が必要です。

⑤ 宿題

児童生徒の能力に合わせた宿題(ひらがな練習や四則計算)を出し、毎日必ず取り組む習慣を身につけさせます。

⑥ 特別教室への移動

学校生活に慣れないうちは、特別教室への移動が負担になります。特に中学校では、担任の目が届きにくい状況にあるため、他の児童生徒への協力を依頼するなど、細かな配慮が必要です。

⑦ 学習に必要な用具の購入

リコーダーや習字道具、絵の具など学習に必要な用具の購入を徐々に勧めていきます。しかし、経済的な理由で購入が難しい場合もあります。その場合は、購入できるまで学校のリサイクル品等を活用します。市教委にもリサイクル品のストックがありますので、相談してください。

(3) 学校生活

① 日直・給食当番

学校に慣れてきたら、日直や給食当番の仕事をして、クラスの児童生徒とかかわりながら活動できる機会を増やしていきます。

② 課外活動

中学生の場合は、部活動への参加も勧めましょう。



学校での転編入手続き			
(1)学校生活			
①学校の一年	□授業日と休業日	口主な行事	口宿泊を伴う行事
②学校の一日	□日課の説明	□学習内容・教科の説明	口学校のきまり
	□通学班登下校	□給食	□欠席連絡
	□教科書、持ち物		
(2)提出書類と確認	事項		
<提出書類>	□転編入指定通知書	□児童生徒生活調査票	□保健調査票
<確認事項>	□緊急連絡先	□学校給食申込書	ロアレルギー調査票
	□独立行政法人日本ス	ポーツ振興センター加入の有	無
	口名前の読み方や通称	名	
(3) 初登校日の確認	□持ち物	□登校時刻	□登校方法
(4)必要経費や集金:	方法		
	□毎月の集金内容と集	金額 □学費□座自	動振替システム
	口学校側が配慮すべき	こと	
		初登校日	
(1) 転編入児童生徒	の紹介		
	口全教職員への紹介	□クラスの児童生徒への	紹介
(2)教室	□座席		
(3)学校案内	□下駄箱、ロッカー	ロトイレ	
(4)翌日の予定	□登校時刻	□下校時刻	□持ち物
(5)通学班	□班長との顔合わせ		
	□通学班登校の確認(ロブラジル人託児所送迎バス	の確認)
	受けた	入れ1週間以内	
(1)健康	□保健室(養護教諭の	紹介)	
(2) 友だちづくり	□座席表	□世話係	口文化習慣のちがい
(3)学校生活	□給食	□そうじ	□校内の施設
(4)学習	□時間割表		
(5)日本語指導	□国際教室設置校	□巡回校	
受け入れ1ヶ月以内			
(1)健康	□体調不良の言い方	□定期的な面談	
(2)学習	□毎日の準備	□学習用ノート	□自習教材
	□算数	□宿題	□特別教室への移動
	口学習に必要な用具の	購入	
(3)学校生活	□日直・給食当番	□課外活動	





























知っておきたい文化のちがい

1 名前

外国人児童生徒を担当した際、あらためて指導要録に記載された正式な名前を見て、 長い名前だと感じた人は多いでしょう。正式な名前と通常の呼び名は、国によってちが うので、以下の内容を参考にしてください。

★ブラジル

一般的には、「ファーストネーム(+ミドルネーム)+姓名1(母方)+姓名2(父方)」です。例えば、F1ドライバーだったアイルトン・セナの正式な名前は「アイルトン・セナ・ダ・シルヴァ」です。この場合、「アイルトン」がファーストネームで、「セナ」が母方の姓名で、「ダ・シルヴァ」が父方の姓名です。このように、正式な名前をそのまま通常使用することはありません。むしろ、ファーストネームで呼ばれることを望むことが多いので、相手が希望する呼び名で声をかけ、コミュニケーションを図ることが大切です。

日系人の場合、ブラジルのファーストネームと日本語のファーストネームがあり、ファーストネームが2つあることが多いです。

★ペルー、コロンビアなどのスペイン系

一般的には、「ファーストネーム 1(+ファーストネーム 2)+ 姓名 1(父方)+ 姓名 2(母方)」で、ブラジルと比べると、母方と父方の姓名の順が逆になります。中には、「姓名 3(父方)+ 姓名 4(母方)」まで加わる子どももいます。通常は、ファーストネームで呼ばれます。

★フィリピン

一般的には、「ファーストネーム+姓名」ですが、ファーストネームが3つも4つも あったり、姓名が2つだったりすることがあり、複雑です。

そこで、通常はニックネームやファーストネームの略称で呼ぶことが多いです。例えば、クリスティーナという名前は「クリス」や「ティーナ」、「ティン」などと呼ばれることが多いです。

名前に関係なく、子どもたちへの共通の呼び名として、男の子を「バロン(グ)」、女の子を「バラサン(グ)」と呼ぶことも多いです。

★中国

日本と同じで、「姓名+名前」の順になります。これは一族の血統を誇示する姿勢が 前面に出ているといわれています。

中国では原則、夫婦別姓なので、父親と母親の姓名が違うことが多いです。子どもに は父親の姓名をつけます。

姓名を大切にする中国では、呼び名は、姓名を含めたフルネームで呼びます。

2 服装・アクセサリー

外国は、日本と比べて服装やアクセサリーの着用が自由になっていることが多いです。 したがって、日本の学校の考え方を理解してもらう必要があります。ただ、宗教的な理 由でアクセサリーを着用している場合もあるので、保護者に理解してもらえるよう話を することが大切です。

/ 0 C C N / C / S		
ブラジル	・私立学校では、制服はあるがジャージ(運動用服)の着用が多い	
7 7 7 70	・女の子は、生まれてすぐお守りのようにピアスをすることが多い	
ペルー	・幼稚園から高校まで制服がある	
11/0—	・女性が子どもの時からピアスをすることは普通	
	・私立学校では、派手なアクセサリーや化粧は禁止されている	
コロンビア	・男子生徒も長かったり、派手だったりする髪形は禁止で、派手なピ	
	アスも禁止だが、普通のピアスは認められている	
ギロビラ	・制服のところも私服のところもある	
ボリビア	・アクセサリーや携帯電話は認められている	
	・幼稚園から大学まで、アクセサリーや髪形などに制限はあるが、基	
フィリピン	本は自由	
	・靴やカバンも好きなものを持っていくことができる	
	・教育程度の高い学校ほど規則が厳しい	
中国	・アクセサリー、化粧、携帯電話は禁止されている	
	・学校でも靴は脱がない	
インドネシア	・小学校から高校まで制服があり、ピアスはしてもよい	



3 昼食・おやつ

★ブラジル

学校の授業は、午前のみか午後のみの二部制の学校がほとんどで、昼食は家で食べます。一部制の学校は給食が無償で提供されます。

日課におやつの時間があり、無償で提供されます。家からおやつやジュースを持参したり、学校の売店で購入したりすることもできます。したがって、日本にいるブラジル人児童生徒が、水筒にジュースを入れてくる場合があるので、お茶か水だけということを説明する必要があります。

★ペルー

午前中に1回、おやつを食べられる長い休み時間があります。学校でおやつとして牛乳が出ますが、家からサンドウィッチや果物、ジュースを持参してもよいです。また、おやつは学校で購入することができます。昼食は家で食べます。

★コロンビア

学校によってちがいます。カフェテリアで昼食を提供する学校もあれば、売店で軽食を購入できる学校もあり、弁当を持参する学校もあります。各家庭の判断です。

★ボリビア

売店があり、軽食を購入することができます。家から弁当を持参することもできます。 私立学校にはカフェテリアがあります。

★フィリピン

弁当を持参します。おやつは持参したり購入したりして、休み時間に食べます。

★中国

幼稚園から中学校まで給食がありますが、以下のa~cの3つの中から選べます。

a: 弁当を持参 b: 弁当を注文 c: 給食希望者の家族が用意する食事

★インドネシア

弁当を持参するか食堂で購入します。



4 **学校・先生** *は、学年始め~学年終了の期間や学期制を示す

	*2月中旬~12月中旬
	・公立の学校は授業料が無料
	・授業は午前と午後の二部制だが、夜間部を開設していたり、一部制に移
	行したりする学校がある
→* = >* u	・義務教育を8年制から9年制に移行期間中である
ブラジル	・小学校(5年間)が市立学校、中学校(4年間)が州立学校になる
	・ほとんどの先生が女性
	・別室でカウンセラーに相談できる
	・留年することもあり、同じ学年を1年以上受ける生徒もいる
	・児童生徒はそうじをしない
	* 4月~ 1 2月: 4学期制
ペルー	- ・小学校6年間、中学校5年間、大学5年間の16年間の教育制度
	・ほとんどの国立小中学校では、午前・午後・夜間の三部制で授業を行う
	────────────────────────────────────
	- ・義務教育期間は、小学校が5年間、中学校が5年間
	・教師は子どもをほめて伸ばすが、悪いことをすると厳しく叱る
コロンビア	・カウンセリングルームでカウンセラーに相談できる
	・国立学校は12時までだが、私立学校は午後も授業がある
	・欠席の連絡は紙に書いて渡し、電話連絡はしない
	・クラブ活動はない
	*6月初旬~3月下旬:2学期制
	・「6・4制」の義務教育
フィリピン	・小学校は7:30~17:00 ごろまで授業
	• 1回の授業時間は40分(化学だけは60分)
	・幼稚園は1日3時間保育
	*9月1日~7月中旬:2学期制
	・地方によって「5・3制」と「6・3制」を併設している
中国	・学校は全て公立で、授業は7:30~16:00 まで行う
' ' '	・カウンセリングルームでカウンセラーに相談できる
	・先生は「偉い人」と尊敬され、しつけが厳しい
	*7月下旬~6月初旬:2学期制
	・長机を2~3人で使用する
/. 104.5	- 2時間授業を受けて15分休憩する
インドネシア	・「気をつけ」「集団歩行」などの規律
	ある行動様式を教えている
	WIND IN MARKET SAVE CALLO

5 教科指導

ブラジル	・わり算の計算の仕方が、日本とは異なる
フラシル	・日常の宿題はあるが、長期休業中の宿題はない
ペルー	・わり算の計算の仕方が、日本とは異なる
/\//	・九九を12の段まで覚える
コロンビア	・わり算の計算の仕方が、日本とは異なる
ボリビア	
フィリピン	・授業は英語とフィリピン語で行い、歴史と数学は英語で行う
中国	・芸術科目は小学校と中学校のみ

6 学校行事

ブラジル	・イースターの時、学校は1~2週間休みになる
コロンビア	・家庭訪問や授業参観はないが、文化祭やスポーツ大会がある
	・ブラジルでは、修学旅行や入学式などの式典はない
	・スポーツ大会の時は縁日のような出店があり、お祭りのようになる
ペルー	・幼稚園の卒園式は、家族全員出席できるように夜行う
/\/\/	・修学旅行またはパーティーがある。運動会や遠足、親子参加型芸能発
	表会などの行事が年に何回もある
ボリビア	・授業参観日を設けないが、いつでも見学できる
フィリピン	・修学旅行はないが、遠足はある。サイエンスウィーク、イングリッ
74962	シュウィーク、クッキングウィークなどの行事がある
中国	・授業参観や家庭訪問は小学校1年生の時のみ
中国	・中学校や高校では、何か問題があると家庭訪問を行う
ノン・ドラミ・マ	・ラマダン(断食)が明けると、国全体が2週間程度のレバラン休み
インドネシア	になる

7 コミュニケーションスタイル

ブラジル ペルー コロンビア	・先生と生徒はフレンドリー・生徒同士はキスをしたり抱きあったりするが、先生と生徒の間では、あまりしない・親指と人差し指で○を作る「オッケー」は、好意的にとられない
インドネシア	・宗教的理由(イスラム教)から、頭をなでられることを嫌がる (ほめる意味であっても、頭に触れない)